

令和5年9月11日

令和5年秋の全国交通安全運動の実施について

関東運輸局では、令和5年9月21日（木）から同月30日（土）までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施します。

この運動は、政府の中央交通安全対策会議交通対策本部が決定した「令和5年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき定められた「令和5年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画（令和5年7月20日付）」により、自動車交通及び鉄軌道交通、海上交通関係者に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため実施します。

今回、関東運輸局においては、以下の事項について取り組むこととします。

○交通事故死亡ゼロを目指す日

- ・令和5年9月30日（土）

○全国重点事項

- （1）こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- （2）夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- （3）自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○「令和5年秋の全国交通安全運動実施要領（関東運輸局）」抜粋 実施項目

（1）自動車輸送関係

- ① 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ② 事業用自動車等の安全運行の確保
- ③ 車両の安全対策の推進
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑥ 広報活動の推進

（2）鉄軌道交通関係

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供

- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑥ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進
- ⑦ 広報活動の推進

（３）海上交通関係

- ① 小型船舶乗船者のライフジャケット着用義務の周知徹底
（平成 30 年 2 月に原則としてすべての乗船者に対して義務化）
- ② 小型船舶を使用する旅客輸送事業者の安全意識の向上

○期間中に運輸支局が行う主な指導等

- （１）街頭検査の実施及び街頭検査時のシートベルト等着用状況調査
- （２）後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の指導

実施結果につきましては、集計後にホームページにて掲載いたします。

以 上

[問い合わせ先]

関東運輸局総務部安全防災・危機管理課

担当：三橋・平野

電 話 045-211-7269

F A X 045-681-3328